

第19回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年1月28日(火) 午前9時～午前10時22分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名  
会長 15番 重村 耕一郎  
会長代理 1番 梶 重明  
委員 2番 福島 昌信                   9番 神掛 ちず子  
          3番 山崎 忠茂  
          4番 園山 秀国           11番 竹ノ内 春則  
          5番 高橋 慶生           12番 興邊 雄次  
          6番 前田 格男           13番 上水流 政俊  
          7番 清水 隆一           14番 山口 華  
          8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 1名(10番中尾隆)
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (43件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (4件)
  - (6) 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
    - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申し出の  
意見決定について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
  - (7) その外農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議 長 それでは只今から、第19回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、中尾委員より所用ため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、13番上水流委員と14番山口委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が43件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書43件です。番号1。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字檜迫〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年4月1日から令和12年3月31日。解約の理由、耕作者が体調不良のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年4月30日。以下番号2から番号4までは、耕作者の体調不良による合意解約です。内容についてはご確認をお願いします。番号5。貸人、都城市 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在、恒次字大地添〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年2月27日。番号6。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在、川西字神田〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年4月24日から令和12年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月19日。番号7。貸人、湧水町幸田 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在、恒次字米ヶ野〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年2月27日から令和8年12月31日。解約の理由、耕作者の都合によるものです。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し時期、令和6年12月19日。以下番号8までは耕作者の都合による合意解約となります。番号9。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字黒岩〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年7月

16日から令和7年7月15日。解約の理由 耕作者が体調不良のため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和6年11月28日。以下番号10から番号11までは, 耕作者の体調不良による合意解約となります。内容についてはご確認下さい。番号12。貸人, 福井県 ○○○○。借人, 鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字上村○○ 田 ○○㎡ 外田1筆 計2筆 合計○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成29年12月31日から令和9年12月31日。解約の理由 従兄弟へ贈与するため。利用権の種類, 使用貸借権。土地の引渡しの時期, 令和7年2月27日。番号13。貸人, 湧水町川西 ○○○○。借人, 湧水町川添 ○○○○。土地の所在 川西字前畑○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年5月26日から令和11年12月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和6年12月25日。番号14。貸人, 湧水町恒次 ○○○○。借人, 湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 恒次字池添○○ 田 791 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年10月26日から令和12年10月25日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年1月6日。番号15。貸人, 湧水町木場 ○○○○。借人, 湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字上佐牟田○○ 畑 ○○㎡ 外畑2筆 計3筆 合計○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年1月6日。番号16。貸人, 湧水町川西 ○○○○。借人, 湧水町川西 ○○○○。土地の所在 川西字新中野○○ 田 ○○㎡ 外田1筆 計2筆 合計○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和6年2月27日から令和15年12月31日及び令和5年12月26日から令和15年12月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年1月7日。番号17。貸人, 湧水町恒次 ○○○○。借人, 湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 恒次字竹下○○ 畑 ○○㎡ 外田2筆 畑3筆 計6筆 面積○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和3年3月8日から令和13年2月28日。解約の理由 土地を生前贈与するため。利用権の種類, 使用貸借権。土地の引渡しの時期, 令和7年1月6日。番号18。貸人, 鹿児島市 ○○○○。借人, 湧水町米永 ○○○○。土地の所在 米永字猿喰○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和5年5月1日から令和7年4月30日。解約の理由 耕作者が死亡したため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時

期，令和6年12月15日。以下番号19から番号21までは耕作者の死亡に伴う合意解約となります。内容についてはご確認下さい。番号22。貸人，霧島市 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 米永字会田○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年1月1日から令和7年12月31日。解約の理由 耕作者の農地集約のため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年12月7日。番号23。貸人，湧水町北方 ○○○○。借人，湧水町北方 ○○○○。土地の所在 北方字原牟田○○ 田 ○○㎡ 外1筆 計2筆 合計○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年4月24日から令和7年4月30日。解約の理由 耕作期間を延長するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年12月26日。以下番号24から番号43までは耕作期間の延長による合意解約となります。内容についてはご確認をお願いします。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 10ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件です。番号1。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和6年11月25日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永橋町○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，千葉県柏市 ○○○○ 外1名。権利取得日，令和6年11月7日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永永田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，鹿児島市 ○○○○。権利取得日，令和6年5月24日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方土穴○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外5筆 田4筆 畑2筆の計6筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，始良市 ○○○○。権利取得日，令和6年11月6日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西赤坂○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外18筆 田13筆 畑6筆の計19筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は有です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

- 議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。
- 議 長 以上で事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第171号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号56号まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 11ページです。日程第1 議案第171号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号56号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田95,642㎡、畑45,103㎡、小計140,745㎡です。12ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田80,348㎡、畑42,974㎡、計123,322㎡。次に使用貸借分の田が15,924㎡、畑2,129㎡、計17,423㎡です。合計で田が95,642㎡、畑45,103㎡、合計140,745㎡です。13ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。
- 議 長 まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。  
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(〇〇委員着席)
- 議 長 次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。  
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 次に整理番号3号から整理番号5号を審査します。整理番号3号から整理番号5号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号3号から整理番号5号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号から整理番号5号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号5号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号6号から整理番号56号を審査します。整理番号6号から整理番号56号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号6号から整理番号56号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号6号から整理番号56号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 11ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田

が4,744㎡ 畑が9,348㎡ 合計14,092㎡です。続きまして、資料の29ページをご覧ください。議案第171号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2) 所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 木場字黒岩〇〇 地目は畑 農振内 面積が〇〇㎡。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 鹿児島市 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は野菜。売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和7年1月28日。受人は認定農業者です。次, 整理番号2。土地の所在 木場字上佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積〇〇㎡ 外2筆 合計3筆 面積〇〇㎡。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的はお茶。売買価格は全部で〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和7年1月28日。受人は認定農業者です。次, 整理番号3。土地の所在 恒次字竹下〇〇 地目は畑 農振外 面積〇〇㎡ 外畑2筆 田2筆 合計5筆 面積〇〇㎡。渡人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻 野菜。親子間の贈与です。移転時期, 引渡時期は令和7年1月28日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 順を追って審査します。まず整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番福島が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第171号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、

承認することに決定しました。

議長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号についても現地調査が行われていきますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2番 2番福島が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第171号整理番号2の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号についても現地調査が行われていきますので、調査委員の報告をお願いいたします。

7番 7番清水が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第171号整理番号3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、8ページから13ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第172号から議案第175号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 31ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第172号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字山下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は農地の集約。売買価格は〇〇万円です。次に議案第173号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字坂口〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町中津川 〇〇。受人，出水市 〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は親子間の贈与です。次に議案第174号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字川原〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は経営規模拡大。兄弟間の贈与です。次に議案第175号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字竹山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，霧島市 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数4。申請事由は経営規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第172号について審議します。議案第168号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

3 番 3番山崎が報告します。農地法第3条に係る議案第172号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の14ページから16ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第172号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 172 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 173 号について審議します。議案第 173 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番山崎が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 173 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページ、17 ページから 18 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 173 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 173 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 174 号について審議します。議案第 174 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番山崎が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 174 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページ、19 ページから 20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 174 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 174 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 175 号について審議します。議案第 175 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告を

お願いします。

7 番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第175号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の21ページから23ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第175号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第175号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第3条の規定による所有移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を議題とします。町長から意見を求められています。議案第176号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 33ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案番号176号。願出人、福岡市 ○○○○。土地の所在、田尾原字川井田○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外5筆 計6筆 合計面積は○○㎡です。利用目的は蓄電池設備の設置です。変更の理由は、太陽光発電設備による発電の有効活用、災害時・停電時の電源を確保するなど発電量をコントロールする蓄電池設備を設置するため申請地を除外したいとのことです。以上です。

議長 議案第176号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第176号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の24ページから31ページをご参照ください。申し出の内容は、蓄電池設備への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は道路、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の外法令関係については、該当ありません。また、周囲

の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われま。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第176号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第176号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第177号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 34ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第177号。権利、土地の所在、恒次字竹下〇〇。地目田。農振外。〇〇m<sup>2</sup>。地種は2種。申請人、湧水町恒次 〇〇〇〇。用途、倉庫、堆肥舎、ロール置場。申請事由、周辺農地活用のため農機具用の倉庫を建設したい。また、畜産経営安定のため堆肥舎及びロール置場を建設したい。以上です。

議 長 議案第177号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番清水が報告します。農地法第4条に係る議案第177号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページから36ページ をご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は田、南は田、西は田です。一般基準の外法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」 また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 177 号は、調査委員の報告は許可相当  
ということですが。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ござい  
ませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 177 号につきましては、許可相当と認め県知  
事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題と  
します。議案第 178 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 3 5 ページです。日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について。  
議案第 178 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字田渡〇〇。地目田。  
農振外。〇〇㎡。地種は 2 種。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、宮崎  
県高原町、〇〇〇〇。用途、木材置場。申請事由、現在、湧水町で伐採し  
た木材を宮崎県都城市高崎町の木材置場まで運搬しています。また今後、  
さつま町にも事業拡大する為、中間地点に木材置場が必要であります。申  
請地を購入して木材置場として利用したい。以上です。
- 議 長 議案第 178 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員  
の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 178 号の現地調査の報  
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参  
考資料の 3 7 ページから 4 0 ページをご参照ください。周囲の状況は、北  
は山林、東は山林、南は山林、西は道路です。周囲の農地等への支障の有  
無については、特にありません。添付書類は、位置図、被害防除計画書及  
び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関  
する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥  
当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問  
題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 2 番 4 番園山です。木材置場になるということで、あの土地が活用される事は  
よかったなあと思っているところです。この奥まっている〇〇番地が活用  
されて、道路に面している土地である〇〇番地の活用はどうなっています  
か。
- 事 務 局 今回、農地の部分は〇〇番地ですが、〇〇原野〇〇㎡と〇〇原野〇〇  
㎡も同時に購入され、一体的に利用されるとのことです。また間に里道が

通っておりますが、ここにつきましても町建設課と協議しまして、木材等を置かないのであれば通行は可能であるとの承諾は受けているとのことです。以上です。

議 長 外にありませんか。  
(なしの声あり)

議 長 外にご質問ご意見等がなければ、議案第 178 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 178 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 179 号から議案第 181 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 36 ページです。日程第 6、非農地証明願の申請審議について。議案第 179 号。願出人、湧水町川西 ○○○○。土地の所在、川西字高野路○○、地目は田、面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は平成 5 年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号です。次に議案第 180 号。願出人、兵庫県明石市、○○○○。土地の所在、恒次字二渡○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 19 年頃から耕作放棄され、原野・山林化している。なお当農地は宅地も含め空き家・空き地バンク制度登録物件となります。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 3 号です。次に議案第 181 号。願出人、曾於市 ○○○○。土地の所在、恒次字正徳○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積○○㎡の農地です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は平成 20 年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号です。以上です。

議 長 それでは、順を追って審議します。まず、議案第 179 号を審議します。議案第 179 号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 179 号の現地調査の

報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の41ページから44ページをご参照ください。調査意見は，申請地は平成5年頃から鳥獣被害が大きいことにより耕作放棄され，その後原野化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第6号，第7号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 外にご質問ご意見等がなければ，議案第179号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案179号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に，議案第180号について審議します。議案第180号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第180号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の45ページから48ページをご参照ください。調査意見は，平成19年ごろから耕作放棄され，山林・原野化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は雑種地・道路等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第3号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 外にご質問ご意見等がなければ，議案第180号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案180号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 181 号について審議します。議案第 181 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4 番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第 181 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 45 ページ、49 ページから 51 ページをご参照ください。調査意見は、平成 20 年ごろから鳥獣被害が大きいことにより耕作放棄され、その後原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 外にご質問ご意見等がなければ、議案第 181 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 181 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 次に、その外農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 19 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 22 分